

ハラスメント対策セミナー

2020年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、2022年4月からは大手企業に続き中小企業においても、職場におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されています。

義務化から2年以上経過しておりますが、様々なハラスメントのケースが多数発生し、その対応について悩む場面に直面している中小・小規模事業者の皆様も多いと思います。

また、精神障害の労災認定基準が改訂され支給決定率も5年前の170%以上に増加しています。そこで今回、パワハラ防止法の概要に加え、ハラスメントによる経営リスク、職場のハラスメント防止対策、精神障害の労災対応等について学ぶことを目的にセミナーを開催します。是非ご参加下さい。

日時 令和6年**11月22日(金)** 13:30～15:30

対象者 中小・小規模事業者 **受講料** 無料（会員・非会員問わず） **定員** 30名

会場 熊本商工会議所 6階第1中会議室 **主催** 熊本商工会議所
(熊本市中央区横紺屋町10番地)

◆セミナー講師

くまもと社会保険労務士事務所

所長 社会保険労務士

(株)コンサルタントブレイン

代表取締役 にしはら てつお
西原 哲朗 氏

【講師プロフィール】

「従業員の幸せ」と「企業の発展」を実現するため、経営者に寄り添い労務面から企業の成長戦略を構築する、「真・人事成長制度®」を開発・実践。熊本商工会議所エキスパートバンクや、中小企業庁 熊本県よろず支援拠点にて、中小・小規模企業者への支援に取り組んでいる。



内 容

- (1) ハラスメント防止法の概要について
- (2) パワハラ・セクハラの定義について
- (3) ハラスメントによる経営リスクについて
- (4) 行為者責任及び使用者責任について
- (5) 事後の迅速かつ適切な対応について
- (6) 職場のハラスメント防止対応策、判断基準について
- (7) 精神障害の労災認定及び対応について
- (8) ハラスメントのない組織づくりについて

※内容は一部変更になる可能性があります。あらかじめご了承ください。

お申込方法

下記の参加申込サイトまたはQRコードよりお申込ください。

問合せ先

熊本商工会議所 経営金融課
TEL 096-354-6688(代表) FAX 096-326-8343
E-mail:info@kmt-cci.or.jp

ご参加にあたりましての連絡・注意事項

熊本商工会議所の有料駐車場には数に限りがありますので、最寄りの有料駐車場等をご利用ください。

ハラスメント対策セミナー（11/22）参加申込サイト

<https://forms.gle/3Ch3pfAUaMMPoQh77>

申込用QRコード⇒



※自社における商用を目的とした参加はお断りさせていただきます。予めご了承ください。

※複数人お申込の場合は、1社2名までのお申込をお願い致します。

※ご記入頂いた情報は、熊本商工会議所からの各種連絡、情報提供の為に利用するほか、セミナー参加者の実態調査、分析の為に利用することがあります。